

見本

令和 8年度

固定資産税・都市計画税納税通知書

999 - 9999

神戸市

様

地方税法及び神戸市市税条例の規定によって、本書のとおり賦課しましたので、各納期限までに必ず納税してください。

神戸市固定資産税担当

郵便番号 653-0042
神戸市長田区二葉町5丁目1番32号
電話 (078) 647-9400

令和 8年 4月 1日

神戸市市税事務所長

《お願い》ご住所やお名前が間違っている場合又は転居された場合は、ご面倒ですが神戸市固定資産税担当までご連絡くださるようお願いいたします。

せつめい

区	通知書番号	09999999	組合番号
---	-------	----------	------

	固定資産税 (円)	都市計画税 (円)
土地課税標準額	10,111,000	10,111,000
家屋課税標準額	797,000	797,000
合計課税標準額	10,908,000	10,908,000
税 額	152,700	32,700

納付年税額 (円)	185,400
-----------	---------

期 別	納 期	各期の税額 (円)
第 1 期	令和 8年 4月 17日 ～ 8年 4月 30日	47,400
第 2 期	令和 8年 7月 17日 ～ 8年 7月 31日	46,000
第 3 期	令和 8年 12月 17日 ～ 8年 12月 25日	46,000
第 4 期	令和 9年 2月 17日 ～ 9年 3月 1日	46,000

備 考	
-----	--

- 課税の根拠
固定資産税と都市計画税は、地方税法及び神戸市市税条例の規定によって、本年1月1日現在、市内に固定資産（土地・家屋）を所有している人に課するものです。（地方税法342, 343, 702, 737 市税条例35, 178）
- 納期限までに納付されなかった場合
(1) 納期限までに税金を納められないと、その翌日から納付の日までの日数に応じて、税額に地方税法で定める割合で計算した延滞金がかかります。（地方税法369, 同法附則3の2）
(2) 督促状を発送した日から起算して11日目までに納付されなかった場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることになります。
- 価格及び課税に不服がある場合
(1) 課税台帳に新たに登録された価格に不服があるときは、神戸市固定資産評価審査委員会に書面で審査の申出を、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月までできます。（地価下落を理由として価格を修正した土地についてはその修正部分に対して申出ができません。）（地方税法432）
(2) (1) 以外でこの課税について、違法・不当の理由で不服があるときは、神戸市長に対し書面で審査請求を、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内までできます。
(3) 価格・課税の取消しを求める訴えは、審査の中出の決定・審査請求の裁決を受けた日の翌日から起算して6か月以内に神戸市を被告として（被告の代表者は、審査の中出の際は神戸市固定資産評価審査委員会、審査請求の際は神戸市長）提起することができます。また、審査の申出後30日以内に決定がないとき、審査請求については、
一) 審査請求後3か月以内に裁決がないとき、
二) 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、
三) 裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この通知を受けた日後6か月以内であれば、裁決を経ないでも取消しの訴えを提起できます。（ただし、処分又は裁決の日後1年を経過すると訴えを提起することはできません。）
- 税率
固定資産税 1.4/100
都市計画税 0.3/100
- 納付場所
市公金収納取扱金融機関